

議案第1号

岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則及び岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について

令和元年6月13日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

工業標準化法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

第2 規則案の内容

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めること。（岩手県人事委員会
が保有する行政文書の開示に関する規則第6条関係及び岩手県人事委員会
が保有する個人情報の保護に関する規則第11条関係）

第3 施行期日（附則関係）

令和元年7月1日から施行する。

岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則及び岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則及び岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

(岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則の一部改正)

第1条 岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則(平成11年岩手県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第6条関係)			別表第1(第6条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	[略]		1 乾式の複写機による写し(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	[略]	
[略]			[略]		
別表第2(第6条関係)			別表第2(第6条関係)		
開示の実施の方法	区分	金額	開示の実施の方法	区分	金額
複製物の交付	1 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	[略]	複製物の交付	1 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	[略]
	[略]			[略]	
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	[略]	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	[略]
	[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

(岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第2条 岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成13年岩手県人事委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第11条関係）			別表第1（第11条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	[略]		1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	[略]	
[略]			[略]		
別表第2（第11条関係）			別表第2（第11条関係）		
開示の実施の方法	区分	金額	開示の実施の方法	区分	金額
複製物の交付	1 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	[略]	複製物の交付	1 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	[略]
	[略]			[略]	
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	[略]	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	[略]
	[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					
附 則					
この規則は、令和元年7月1日から施行する。					

岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則及び岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

工業標準化法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするもの。

2 改正内容

次に掲げる規則について、所要の整備をすること。

- (1) 岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則（第6条関係）
- (2) 岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（第11条関係）

【工業標準化法の一部改正の概要】

法律の題名を産業標準化法とすることに伴い、「工業標準」を「産業標準」と、「工業標準化」を「産業標準化」と、「日本工業規格」を「日本産業規格」と、「日本工業標準調査会」を「日本産業標準調査会」とする。

3 施行期日

この規則は、令和元年7月1日から施行すること。